

「福岡県政務活動費の交付に関する条例（案）」に対する意見募集について（結果）

実施期間 平成24年12月21日（金）～平成25年1月10日（木）

〈はじめに〉

個別のご意見（論点）に対して本議会の考え方をご説明する前に、まず、今回の条例改正の趣旨をご説明したいと思います。

そもそも政務調査費は、①議員の専門化、常勤化が進んでいること、②よりクリーンな政治を目指して政治資金の規正が強化され、寄付金等が制限されたことにより、議員が日常的に取り組んでいる議会外での議員活動を支える資金の手当てが困難になったことを背景に、平成12年の地方自治法の改正で制度が創設されたものです。

議員報酬は、議会活動の対価というよりも、議員としての生活と議会活動その他の議員活動の基盤を支えるため必要となる諸経費に充てるため「定額」で給付されるものです。このため、県政の課題や県民の皆様の意思を把握して県政に反映させたり、自ら政策を企画・立案し、その実現に取り組むといった活動など、県民福祉の増進を図るための諸活動を活発に行えば行うほど、議員活動の基盤を支える資金に不足を来すことになってしまいます。そこで、このような議会活動の活性化や県民福祉の増進のための活動に対し、その「実費」の一部を公費で助成する「政務調査費」制度がつけられたのです。

この「政務調査費」制度では、上で述べましたような議会外での議員活動に要する経費を、「調査研究に資するため必要な経費」と定義していましたが、その制度趣旨から、直接「調査研究」に要する経費だけではなく、「研修」、「広報」等の間接的に調査研究の助けになる経費も対象にできると理解されてきました。しかし、その範囲は必ずしも明確ではなく、疑義や誤解を生じることがあったことも事実です。そこで、改正法では、むしろ交付対象を明確にするため、公費助成の対象を政務活動＝「調査研究その他の活動」と定義した上で、対象経費の範囲を条例で明示する仕組みに改めるとともに、透明性の確保を図ることとされたものです。そこで、この条例改正案では、「その他の活動」を具体的に列挙し、支出目的を「県民福祉の増進を図るための活動」に限定しつつ、別表で対象経費の範囲を明示するとともに、改正法と同様の透明性の確保に関する規定を置きました。なお、透明性の確保に関しましては、本県ではこれまでも全ての領収書の公開、パブリックコメントの実施、事務処理要領を今後公開することとするなど鋭意取り組みを進めてきたところです。

| No. | 関係条文 | 意見 | 議会の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 1 | 第2条 (政務活動費を充てること ができる 経費の 範囲) | 議員、会派の調査活動と密接に関連するものに 限定すること。 | 上記「はじめに」でご説明しましたように、今回の改正は、政務活動費の支給対象の範囲を明確にするため条例で限定しようとするものです。そして、改正条例(案)第2条の「政務活動」の定義で列挙する活動は、調査研究のほか、公聴・広報、要請・陳情、住民相談、各種会議への参加等とし、いずれも同じく「県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」に該当するものです。したがって、「調査研究」と住民福祉の増進という共通の目的を有する活動という意味では関連する(類似の)活動といえます。なお、法律上「調査活動」と「密接に関連する」ことまでは求められていませんし、改正前の「政務調査費」についても、「調査研究」に限定されていた訳ではなく、「調査研究に資する」ものも広く対象とされていました。 |
| 2 | | <p>これまで政務調査費の支出を許容してきた「調査研究、研修、各種会議への参加、広報」以外に、「広聴、陳情要請、住民相談」が加えられている点は問題がある。</p> <p>これらは、これまでの政務調査費条例では明示されておらず、用途が認められてこなかったものであり、地方自治法100条の趣旨を考えれば基本的には議員・会派の調査研究に含まれるものではない。</p> <p>したがって、条例(案)がこれを定めていることは、法の拡大解釈と言わざるを得ない。少なくとも無限定に用途を認めるものではなく、議員・会派の調査活動に密接に関連するものだけに支出できるように、条文上に支出目的に限定を設けることが必要である。</p> | <p>①まず、「広聴」については、政務調査費制度では条例上対象となる活動や経費を規定する仕組みとはされていなかったことから、確かに条例には明示されていませんでしたが、まさに住民意思や県政の課題を把握する「調査活動の手段」として「調査研究に資する」ことは明らかですから、事務処理要領等で認められてきました。また、このことは、判例(H16.4.14東京高裁等)でも認めています。</p> <p>②次に、「要請・陳情」については、同じく条例では明示されておらず、事務処理要領でも明記していませんでした。しかし、要望・陳情は県政の重要課題について行われるものであり、その際には相手方との要望・陳情内容についての意見交換を行うことが通例です。したがって、その結果は更なる調査研究に資すると考えることができます。また、少なくとも、県民のための施策を政府等に求めるものですから、「住民福祉の増進」を図る活動であることは明白であり、国会でも政務活動費の対象となると明確に答弁されています。</p> <p>③また、「住民相談」についても、住民意思を把握し、住民の生活実態を聴取する中から政策課題を把握する手段として有効であり、従来から、基本的には政務調査費の充当が認められてきました。また、改正法に関する国会答弁でも、政務活動に該当するとされています。</p> <p>このように、改正条例(案)は、法の拡大解釈ではないことは明らかであり、また、住民福祉の増進を図る活動と経費に対象を限定していますから、「無限定に用途を認める」ものではありません。</p> |

| | | | |
|---|-------------------------------|--|--|
| 3 | 第2条 (政務活動費を充てることのできる経費の範囲) | <p>「陳情」については、弘前市議会の陳情についての仙台高裁(平成23年2月24日判決)、や徳島県議会の陳情についての徳島地裁(平成23年12月9日判決)、「市政懇談会」については、仙台高裁(平成19年4月26日判決)等で、いずれも違法であるという判決が下されている。</p> <p>したがって、条例(案)がこれを定めていることは、法の拡大解釈と言わざるを得ない。</p> | <p>弘前市議会の調査旅費に関する判例(日付は平成23年5月20日の誤りではないかと存じます。)と徳島地裁の調査旅費に関する判例は、いずれも一般的に「陳情」が政務調査費の対象になりえないとしたものではなく、目的、内容が不明であることから調査研究との関連が疑わしいとしたものです。したがって、「住民福祉の増進を図るために必要な活動」としての陳情を条例で規定する妨げとはならないと考えます。また、No. 2でも述べましたように、国会答弁でも対象となるとされています。</p> |
| 4 | | <p>使途基準が曖昧で、解釈次第で使い道を自由に拡大できる内容でお手盛りになっている。第2の議員報酬の色合いが従来より濃くなっている。これまで明確に認めていなかった陳情旅費などの支出も容認。</p> | <p>「はじめに」でご説明しましたように、第2条の活動類型と別表の対象経費の両面から限定しており、使い道を自由に拡大できるものではありません。また、あくまでも住民福祉の増進を図るための活動の実費に対して支給されるものであり、議員の生活と議員活動の基盤を支える経費に対し「定額」で支給される議員報酬とは性格が全く異なっています。陳情については上記のとおりです。</p> |
| 5 | | <p>第2条2政務活動費を充てることのできる経費の範囲について別表に定めているが、内容があいまいである。もっと具体的な内容を記載すべきと思います。</p> <p>従前の「政務調査費に関する事務処理要領」では使途基準が細かく決められていたので、それに見合うレベルで規定するべきと思います。</p> | <p>例えば「調査研究」や「研修」の方法や内容は多様であり、会派や議員がケースバイケースで最も効果的と考えるものを選択することが必要ですから、ある程度概括的な規定にならざるを得ません。しかし、あいまいではないと考えていますし、第2条本文の規定で活動類型も定めていますから、十分に限定されるものと考えています。なお、別表は従前の使途基準を元に規定したものですし、事務処理要領で定めていたのは使途基準や条例の運用ルールであって、使途や対象経費ではありません。条例の運用については、これまでどおり、事務処理要領等で定めることとしています。</p> |
| 6 | | <p>事務所費、人件費など、線引きがあいまいになる可能性があるものについては、認める場合の要件を具体的に規定すること。</p> | <p>事務所費、人件費の「線引き」とは、政務活動とともに後援会活動や選挙活動にも使用され、又は従事する場合のことを想定されているものと存じますが、このような場合の按分の考え方については、条例の規定事項とはされておりませんし、詳細すぎて条例にはなじまないと考えています。したがって、従来どおり、条例の運用等を規定する事務処理要領に規定することとしています。</p> |
| 7 | | <p>住民相談がどのようなかたちで県民にいかされるのか。</p> | <p>住民相談は、住民の意思を収集・把握する機会となり、住民相談に関わる行政課題を把握する機会となりますから、住民の意思が県政に反映され、また、住民相談をきっかけとした政策立案などにより、住民福祉の増進が期待されます。</p> |
| 8 | | <p>調査ばかりでなく活動に使われることでどのようなになるのか。それは県民にとって有益なことなのか。どのように生かされるのか。</p> | <p>従来から「調査研究」だけではなく、これに資する活動にも充当できることとされていましたが、住民福祉、すなわち県民の利益を図るための活動に使用されることが明確になりました。</p> |

| | | | |
|----|------------------|--|--|
| 9 | 第4条 (政務活動費の額) | そもそも、議員は高い議員報酬を得ておきながら、それに加えて政務活動費という手当が払われるのはおかしい。不適正な行為に貴重な県税が使われることのないように、きびしく監視できるようにお願いします。 | 議員報酬と政務活動費が目的と性質を異にするものであることは上記「はじめに」でご説明したとおりです。議員報酬の額につきましても、議員が議会活動を行う基盤を整えるためには多額の経費を要し、かつ、他都道府県議会や知事等の報酬額を踏まえ、報酬審議会の答申を基礎とした額でありますので、なにとぞ、ご理解をお願いします。最後に、当然のことでございますが、政務活動費の目的に沿った適正な執行に努めてまいります。 |
| 10 | | 議員ひとり当たり月額50万円の支給額を減額すべきである。 | 政務活動費の金額は、政務調査費と同額としておりますが、まずは活動の実費に対して上限額として交付されるものであり、活動実績が交付額を下回れば返還をしていること、一方、この上限額を超える活動費を要し、自己負担が発生することも多いという実態があること、さらに、住民福祉の増進を図るためにより活発な政務活動を行うことが法改正の趣旨であることを踏まえたものです。なお、政務調査費及び政務活動費は会派に交付され、会派の政務調査(政務活動)補助職員の人件費等共通経費にも充当されますので、各議員個人に毎月50万円交付されるわけではないことを念のため申し添えます。 |
| 11 | | 議員1人に対してなぜ毎月50万円ものお金がかかるのか。 | |
| 12 | | 県に大幅な経費削減の必要性はないのでしょうか。一般常識では真面目に考えても、現在の政務調査費の額は大幅に削減すべきだと思います。政務調査費の額と内容は、ぜひ再検討すべきだと思います。国が改悪しても福岡県議会はその動きに凜として応じなかった、というような県政をぜひして頂きたいと思います。 | 県議会といたしましても、経費削減に努めているところでございますが、政務活動費は、議会の監視機能を向上させ、県全体としての無駄の削減を進めるとともに、県の成長戦略を立案し、提言するなど、議会審議を充実させることにより、県民所得増大など県民福祉の増進を図ることを目的とした議員活動及び会派活動の実費について、その一部として交付されるものでございます。しっかりと活用してまいりますので、ご理解をお願いいたします。 |
| 13 | | 第4条第3項において、月の途中で政務活動がなされない状態になった場合に、「これらの事由が生じなかったものとみなす」となっているが、日割りにすべきだと思います。 | 政務活動費は議員個人に交付されるのではなく会派に交付されるものであり、まず、会派の活動費に充当した上で、会派から委託し、又は支援する各議員の活動経費の実費に対しても充当を認めているものです。この会派で執行する経費には、月の初日には既に所要額が確定しており、月の途中で議員が政務活動を行えなくなった場合でも減額できないものがあることを考慮した規定です。 |
| 14 | | 一定額(50万円)支給も理解できません。全体の総枠を決めながら、案件ごとに支給すべきと思います。民間では各種出張報告書を提出した後にその費用が支出されるのであって事前の支出は原則ありません。まず先に一定額を支給する事には反対です。 活動しようがすまいが一律50万円の支給には反対です。活動成果報告書を提出後一定期間後に清算方法を取るべきです。 | 政務活動費は、政務調査費と同様、活動の実費に対して交付されるものであり、一律支給ではありません。各会派に所属議員一人当たり50万円を基準(上限)額として交付されますが、活動実績がこれを下回れば返還することになり、また、会派から議員に交付する場合も、あくまでも活動報告に基づき、実績額に対して交付されます。 |

| | | | |
|----|------------------|--|---|
| 15 | 第12条 (透明性の確保) | 透明性を確保する方策を条例に明記すること。 | 今回、地方自治法が改正され、政務調査費が政務活動費に改められた際に、透明性の確保条項が新設されました。しかし、この条項では、透明性確保の方策は条例ではなく議長に委ねています。改正条例(案)の規定は、改正法の規定に基づき、これを確認し、注意喚起するために規定したものですから、法と同様、具体的な取り組みは議長に委ねているものです。したがって、具体的な透明性確保の方策や説明責任のあり方は、条例の運用の問題となります。 |
| 16 | | 使途の透明性は議長に「透明性の確保に努めるものとする」と努力義務を課するにとどまっております。県民への透明性の確保や説明責任が極めて曖昧である。 | |
| 17 | | これまで条例化されてこなかった会計帳簿(規程(例)第6条で調整すると記載がある)や、会派・議員の活動実態をより透明化する活動報告書・視察報告書の作成を条例で会派・議員に義務づけ、議長に提出することを明記することが必要である。 | 上記のとおり、透明性の確保の方策は、法律上議長に委ねられています。したがって、ご提案の趣旨は、本条例の運用についてのご意見として参考とさせていただきます。 |
| 18 | | 大阪府、大阪市などの自治体で行われているように、支出が適正であるかどうかをチェックするため専門家からなる第三者機関を設けるよう求める。 | 地方自治法では、県の執行部には付属機関を置くことができると規定されていますが、議会に置くことは想定されていません。したがって、その位置づけなど整理すべき問題があり、条例の規定にはなじまないと考えています。したがって、条例の運用上の問題となりますが、貴重なご提案であり、今後の条例の運用について検討するに当たり、参考とさせていただきます。 |
| 19 | | 使途の透明性を図るために外部の人にチェックしてもらったらどうか。 | |
| 20 | | 地方自治法が改正されても、調査費の内容を全て明らかにして使用する姿勢を堅持してもらいたいと思います。 改正をする前に、議会で新聞などで指摘された支出や議員に対して集中的に吟味する、厳しい自浄作用を議会には持って頂きたいと思います。 少なくとも新聞報道で暴かれた不正使用をしていた内容の審議は実施してもらいたいと願っています。 多くの県民はそのことを望んでいると思います。 | 現在でも領収書を全て公開することにより、政務調査費の執行内容は全て明らかにしています。なお、新聞報道には一部、本議会とは見解が異なるものもございます。また、指摘された事例は、意図的な不正使用ではなく、事務処理の誤りや制度の誤解に基づくものであったと認識しています。必要に応じて事実関係を調査確認し、返還など適切に対処しているところです。しかし、このような不適切な事務処理があったことは重く受け止め、政務活動費の運用においても、より一層適切な執行を心掛けてまいります。 |
| 21 | | 人件費について、相変わらず不透明な使途基準。 政調費を使った不透明な親族の雇用、九州の県議会の大半が認めていない「同一生計を営む親族や配偶者」にも引き続き給料が支払えるようになっている。 議員以外の第三者のチェックの仕組みを作らねば。 | 人件費の運用や親族雇用の問題は条例に規定すべき事項ではなく、今回の改正の対象ではありません。ご意見は、本議会の見解とは異なる一部の報道に基づくご意見かと存じますが、改正前の事務処理要領において、一定範囲の親族雇用は原則禁止であることを確認するとともに、特別な理由があり、雇用する場合は第三者である会派の確認を受ける旨の改正を行っています。政務活動費においてもこの取り扱いを基本的に同じと考えています。 |

| | | |
|----|--|---|
| 22 | 要請・陳情については、何処に何をしに行ったか県民に明らかにされるのか。 | 条例の透明性確保条項の運用についてのご質問であり、要請・陳情の目的内容と目的地を明らかにすべきとの趣旨かと存じます。貴重なご意見であり、条例の運用において参考とさせていただきます。 |
| 23 | 調査や活動の具体的内容は県民に積極的に明らかにされたらどうか。 | これも同様に条例の透明性確保条項の運用に関するご意見として、参考とさせていただきます。 |
| 24 | 第12条の「透明性の確保」について、条例案は、議長に対して「用途の透明性の確保に努めるものとする」という具体性のない規定であり、これまでと変わらないものでしかない。これでは到底、県民の理解は得られない。福岡県議会の政務調査費の領収書が公開されて以来、数十回にわたって報道されてきた政務調査費の目的外支出について、県民の不信は相当高まっている。 福岡県議会は、1枚の収支報告書と領収書の公開しか行っていないが、鳥取県などの政務調査費による活動報告書の公開や大分県などの様に会計帳簿を公開すべきである。 | 第12条については、上記のとおり法律に従った規定であり、議長に委ねられているものです。また、政務調査費の目的外支出に関する報道のご意見のように多数あったとは認識しておりませんが、一部、誤った事務処理や制度の誤解に基づく不適切な事例があったことは事実です。また、鳥取県や大分県が条例の運用上行っている関係書類の公開のご提案については、同じく条例の運用上、参考とさせていただきます。 |
| 25 | 福岡県議会では1年分の領収書の情報公開で、コピー代が20万円もかかっているが、愛知県議会では、昨年からは、CD3枚での公開を行っている。 | 条例の運用に関する貴重なご提案であり、参考とさせていただきます。なお、検討にあたっては、費用対効果や実施上の支障の有無を確認する必要があります。 |
| 26 | 領収書はホームページに掲載したらどうか（ボリュームがわかりませんが）。 | |
| 27 | 今後政務活動の実績をいかに県民に示すか、これもまた県民理解への道筋なり。 | まさに、透明性確保条項の運用上の問題点と理解しています。 |
| 28 | 各自一年間の行動と仕事をはっきり発表して頂き、どの部分を協力して進めていったか、それが本当に実現出来るのか、ということを真剣に国民の為に命をかけて下さい。 | 各議員の議会活動、政務(調査)活動等については、会派の広報紙、議員の県政報告会等を通じて県民に報告されることが多いと考えています。ご意見の趣旨は重く受け止め、議員一同、議会活動、政務活動に全力を注いでまいりたいと存じます。 |

| | | |
|----|--|--|
| 29 | <p>県会議員として、県政のための調査、研究、活動に真に使用されるのであれば、税金の支出もやぶさかではない。</p> <p>昨今の社会情勢、経済状況は複雑、多様化している。片手間に議員が務まるほど単純な世の中とは思えない。住民の声を聞いて議会へ赴くだけでは行政庁と渡り合えないであろうし、良く戦うためにはそれなりの調査、活動経費がかかるだろうと思う。</p> <p>また、最近では専門議員が多いようだ。給料だけでやっていくのはなかなか厳しいのではなかろうかとも思う。</p> <p>しかし、そうは言いながら、何の情報提供もなく、ただ毎月50万円使いましたでは納得がいかない。何に使用したかなどの説明責任は果たすべきである。真に必要な経費とわかれば誰も文句は言わない。</p> <p>うなぎや鰯などの豪華な食事代が一時新聞を賑やかした。条例案にある別表の経費内容は大枠過ぎて判然としないが、食事代などには使わないと考えていいのか。昼食代は誰であっても普通にかかる経費である。そのようなものに使用されるのはおかしい。小説本もまた然りである。</p> | <p>政務活動費制度及び議員活動へのご理解、誠にありがとうございます。</p> <p>食事代や小説の購入への政務活動費の充当の問題は条例の運用上の問題についてのご意見として参考とさせていただきます。なお、現在の事務処理要領の考え方を参考のためご説明しますと、食事代は政務調査活動としての会議等と一体性がある場合に限り充当を認めています。このような場合は通常の昼食と同じ対応ができず、費用も異なるためです。また、小説については、政務調査活動の目的との関連性が明確な場合には充当できる場合があります。論説ではなく小説の形式をとっていても、時代の最先端の課題を取り扱ったものも多く存在します。説明責任に関するご意見については、現在でも領収書の公開により用途は明らかにしているところですが、透明性の確保に向けて、重く受け止めさせていただきます。</p> |
|----|--|--|

| | | | |
|----|--|--|---|
| 30 | | <p>人（特に若い人）が政治を志し、議員になることは大変結構なことと思う。</p> <p>地域のため県民のためにしっかりと活動してほしい。ただ議員活動を生業とするには資力が必要。議員活動の維持には経費支出は必然。このための政務活動費だと思う。議員が勝手に決めたのではなく、誰もが政治に参加できるように国の法律で制定されたものと理解し賛意を示したい。</p> <p>あとは活動費の使い方の問題。大切なことは、政務活動の趣旨に沿った適正な支出についての心がけである。</p> <p>そのためにどのような策を講じられるのか、さらにこの政務活動費は県政にどのように活用されていくのか、これまでとどのように変わるのか、使途の透明性とはいかなるものか説明いただきたい。</p> | <p>議員活動に対するご理解、誠にありがとうございます。</p> <p>政務活動費の適正な支出と透明性確保の方策につきましては、本議会及び議長に委ねられた大きな課題であり、今後の運用に関して、真摯に対応してまいりたいと考えています。</p> |
| 31 | | <p>研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費などに要する経費にあてることは、基本的には賛成です。</p> <p>しかし、視察は必要でしょうか。百聞は一見に如かずと申しますが、その類でしょうか。ならばその成果を何らかの形で明らかにすべきです。</p> <p>視察で得た見識をどのように役立てようと考えておられるのかなどを、たとえば広報紙やホームページなどで公表してください。</p> | <p>政務活動費制度に対するご理解、誠にありがとうございます。</p> <p>なお、視察につきましては、他人の目や感覚、物差しで切り取られた情報ではなく、自分自身の360度の視界と耳で感じ取った生の情報でなければ分からない、役に立たないことが大変多いというのが私ども政務活動に従事している者の実感です。また、それだけではなく、視察先での関係者から聴取する情報や意見交換も議会活動に大変役に立っています。</p> <p>また、成果の公表のご意見につきましては、議会審議における他会派や執行部との関係上、時期、内容等の問題点も予想されますが、条例運用上の重要な課題についてのご意見であり、参考とさせていただきます。</p> |
| 32 | | <p>政務活動の必要性を認めます。</p> <p>しかし、これが何故会派に対して支給されるのか理解できません。会で活動することもあるが、また個人議員が一人で活動することもあると思います。</p> <p>ここはじっくり、本当に活動する個人に限定すべきです。収支報告書も個人ではなく、会派がまとめてするのでしょくか？非常に曖昧ですね。もっと県民目線の条例改定を切に求めます。</p> | <p>政務活動に対するご理解、誠にありがとうございます。</p> <p>なお、会派に交付する趣旨は、会派は、県議会における議員としての目的を共有し、目的達成のため協力調整し議会活動や政務活動を行うため結成されていること、したがって、その活動は原則として政務活動に該当することに配慮したものです。なお、会派の了承のもとに、所属議員個人としての政務活動を行うことも通例ですが、当然、実際に活動した実績に応じて会派から政務活動費の交付を受けることとなります。なお、収支報告書は確かに会派から議長に提出されますが、各議員の政務活動費からの支出内容は、全て領収書によって明確になります。</p> |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 33 | | <p>条件付きで賛成</p> <p>政務活動費は、TVや新聞では、現行の政調費の規定の範囲が広がり、解釈次第で何にでも使用できるように改訂しようとしていると報道されている。具体的にどうなのかを知るため</p> <p>“市民オンブズマン 事務局日誌” (HP) で、現行と改正案の比較表で確認した。</p> <p>正にその通りであった。</p> <p>判り易い例を1つ上げてみると</p> <p>① 資料購入費：現行では“会派が行う調査研究のために必要な”が改正案では“会派が行う活動のために必要な”と云うふうに用途目的を曖昧にしている</p> <p>議員の言い分は、県民の為の活動費が十分でないことと云う事だろう。</p> <p>そこで、請求分については全て（1円単位で）領収書と、用途目的を付けること。</p> <p>視察・研修等については、その報告書を県民に報告すること。これは秘書任せにするのではなく議員本人の言葉で。</p> <p>この2点を条件としたい。</p> | <p>政務活動費に対するご理解、誠にありがとうございます。</p> <p>しかし、解釈次第で何にでも使用できるものではないことは、「はじめに」その他上記で説明したとおりです。</p> <p>例として挙げられています「資料購入費」についても、政務調査費においても「調査研究に資する」資料は対象となっていたものであり、この範囲が必ずしも明確ではなかったものです。そこで、政務活動費については、別表の規定上は「会派が行う活動」としてはありますが、この活動は第2条本文でその類型が限定され、かつ、目的面からも、住民福祉の増進を図るための活動に限定されています。</p> <p>なお、領収書は1円単位で全て公開されていますし、用途の概略は余白に記載される運用となっています。また、視察・研修の報告書については、政務活動の目的は、報告書をまとめることではなく、視察・研修で得た知見・情報を、住民福祉の増進のために、政策の立案と実現に向けた活動や、執行部に対する監視機能や議会審議の充実に生かすことにあります。いずれにしても、条例の運用に対する貴重なご提案であり、参考とさせていただきます。</p> |
|----|--|--|--|